

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例（平成31年栃木市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申立て)

第2条 条例第18条の規定によるあっせんの申立ては、あっせん申立書（別記様式第1号）により行うものとする。

(勧告)

第3条 条例第20条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第4条 条例第21条第1項に規定するその他規則で定める事項は、勧告を受けた対象事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の理由とする。

2 条例第21条第1項の規定による公表は、告示その他の適当と認められる方法により行うものとする。

(委員会の会議)

第5条 栃木市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、別記様式第1号及び別記様式第2号の規定は、同年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

あっせん申立書

年 月 日

（宛先）栃木市長

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第18条の規定により、次のとおり申し立てます。

申立人	氏名	⑩
	住所	
	電話番号	
差別を受けたとされる者	申立人本人の場合は記入不要です。	
	氏名	
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居（記入不要）
差別をしたとされる者	事業者氏名（法人等にあつては名称及び代表者の氏名）	
	住所	
差別の概要		
求めるあつせんの内容		
その他参考となる事項		

別記様式第2号（第3条関係）

勧告書

年 月 日

様

栃木市長



栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第20条第2項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

勧告の内容	
勧告の理由	

（注） この勧告に従わない場合は、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第21条第1項の規定により、事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、勧告の内容並びに公表の理由を公表することがあります。